

政令第二百四十一号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第十六条第一項、第二十三条の八及び第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二第一項中「製剤」の下に「（自動車燃料用アンチノック剤を除く。）」を加え、「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同条第六項中「第二項から」を「第三項から」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、同項第七号中「防護わく」を「防護枠」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を運搬する場合には、その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規格Z一六〇一号（鋼製ドラム缶）第一種に適合するドラム缶若しくはこれと同等以上の強度を有するドラム缶又は当該製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する

規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものでなければならぬ。

第四十条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

第四十条の三第一項各号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を前条第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬する場合には、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であつて自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければ、運搬してはならない。

第四十条の四第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

第四十条の四第一項第一号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に、「しかれて」を「敷かれて」に改め、同

項第二号から第四号までの規定中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同項第五号中「ドラムかん」を「

「ドラム缶」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第三号中「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬する場合には、その積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 容器は、その開口部が上位になるように置かれていること。
- 二 容器が積み重ねられていないこと。
- 三 容器が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。
- 四 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器が当該積載装置の長さ又は幅を超えないよう積載されていること。
- 五 四アルキル鉛を含有する製剤及び四アルキル鉛を含有する製剤の空容器以外の物と混載されていないこと。

第四十条の八第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附 則

- 1 この政令は、平成二十三年二月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。